

ごみステーションからの

再生資源 “持ち去り禁止”

ごみステーションに出された再生資源（紙類、布、かん・びん）の持ち去り行為の禁止を規定した「宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」を、平成24年10月1日より施行しています。

禁止する内容などは次のとおりです。

- 1 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者による、ごみステーションに出された一般廃棄物のうち、再生資源（紙類、布、かん・びん）の持ち去り行為を禁止する。
- 2 持ち去り行為を行った者に対して、指導し、禁止命令を出すことができる。
- 3 禁止命令に従わなかった場合は、住所、氏名などを公表することができる。

今回の条例改正は、持ち去り行為の抑止的効果を狙ったものであり、資源ごみの持ち去り対策としては、今回の条例改正だけでなく、集団回収の拡充、持ち去り禁止看板の貸出等、複合的な施策により対応していきたいと考えています。

なお、持ち去り行為防止に有効な対策として、宝塚市では集団回収を推奨しています。集団回収は市のごみ収集事業とは異なり、自治会等の回収団体と回収業者が個別に契約して実施しているため、今回の条例改正の追加条項適用除外となります。

※注意※

市民の皆さまが、持ち去り行為者に直接注意をしたり、車両等を静止したりするのはトラブルや事故の恐れがありますので行わないようにしてください。

持ち去り行為を確認したときはクリーンセンター管理課へ下記の情報をお寄せください。

- ・持ち去り行為があった日時
- ・持ち去り行為があった場所（ごみステーションの所在地など）
- ・持ち去った品目（新聞紙、缶 など）
- ・持ち去り車両のナンバーなど

お問い合わせ・連絡先

宝塚市クリーンセンター管理課

電話 0797-87-4844